

令和 8 年度 測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

中讃広域行政事務組合

中讃広域行政事務組合へ測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、下記の要領により申請すること。この申請による入札参加資格の有効期間は 1 年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）。なお、この要領において、「営業所」とは本店(本社)・支店(支社)・営業所等をすべて含む。

記

- 1 提出部数 1 部
- 2 受付日時 令和 8 年 1 月 1 3 日(火)～1 月 2 3 日(金)（土・日曜日を除く）
- 3 提出方法 全ての事業者に対して原則郵送による受付とします。
ただし、やむを得ず持参する場合も可能としますが、**対面での審査は行わず、受領のみ**とします。

- 郵送の場合：封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、一般書留又は簡易書留（レターパックも可）により送付、上記受付期間の最終日までに**必着**のこと
- 持参の場合：上記受付期間内 9 時～1 7 時（1 2 時～1 3 時を除く）
- 共通事項：A 4 のフラットファイル(色不問)に「6 提出書類」の順番に綴じて提出のこと
郵送・持参問わず受付票を返信するので必ず宛先を明記し、1 1 0 円切手を貼付した返信用封筒を同封すること

- 4 受付場所及び送付先
〒7 6 4－0 0 2 1
香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目 1 1 番地
中讃広域行政事務組合 企画課 財政係

5 提出要領

＜注意事項＞

中讃広域行政事務組合に測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請を行おうとする者は、この要領により申請すること。なお、所定の登録がなければ、申請できない業種（業務）があるので注意すること。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調整、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所

			(契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

- 6 記入方法** 黒のインク又はボールペンを用いて楷書で正確に記入すること。
ただし記入枠に納まれば、プリンタ出力やスタンプ等も可とする。
また鉛筆での記入は不可とするが、これをコピーしたものは可とする。

※ 注意事項

- ◎ 本店又は支店等の1か所から申請する場合でも、本店と支店等で2か所から申請する場合でも、一括して申請書類を1部作成・提出のこと。なお申請できる営業所の上限は、主たる営業所を含めて2か所までとする。
- コピーで提出する書類は必ずA4判で提出すること。
- 原本で提出する書類がA4判より小さい時は、A4判の台紙に貼付すること。またA4判より大きい時は書類を折り込んで対応すること。
- ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載すること。また上段には何も記載しないこと。
- 申請書及び添付資料に事実と異なる内容があった場合、入札参加資格者名簿から登録を抹消する。
- 当組合では、入札参加資格者名簿についてHP上で公表するため、個別通知はしない。

7 提出書類（申請前に十分確認すること）

No	提出書類	注意事項
1	測量・建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査申請書	指定様式。 片面コピー。 ・代表者 職 氏名、受任者の 職 氏名、支店名の名称は正確に記入すること。 ※ 2か所の営業所から申請する場合、同一業種は重複申請できない ・営業所申請をする場合は、営業所情報を記載
2	経営規模等総括表	指定様式。 片面コピー。
3	希望業務等総括表	指定様式。 片面コピー。
4	技術職員総括表（資格別人数）	指定様式。 片面コピー。 作成基準日：令和7年11月1日現在
5	技術職員一覧表（香川県内）	指定様式。 片面コピー。 作成基準日：令和7年11月1日現在 香川県内で勤務する技術者の資格を証明するもの（写し）を添付すること。
6	委任状	支店等から申請する場合は必要。 指定様式 委任期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日まで。
7	誓約書	指定様式 本社（本店）名 で記入すること。 ※誓約書（測量・コンサルタント）の様式を使用すること。

8	完納証明書	コピー可。申請日直前3ヶ月以内のもの。 ○ 組合を組織する丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町及びまんのう町の営業所で申請する場合 ：下記「ア」・「イ」・「ウ」を提出すること。 ○ 香川県内かつ組合を組織する上記市町外の営業所で申請する場合 ：下記「イ」・「ウ」を提出すること。 ○ 香川県外の営業所で申請する場合 ：下記「ウ」を提出すること。 ア 営業所が所在する市町税全税目についての本店の完納証明書 【申請営業所所在地の役所の税務課で交付のもの】 イ 香川県税全税目についての本店の完納証明書 【各県税事務所等で交付のもの】 ウ 「法人税(個人は所得税)」及び「消費税及地方消費税」の本店の完納証明書 【本店所在地を管轄する税務署で交付のもの、法人は様式その3の3、個人は様式その3の2】
9 注	測量法第55条の8の規定に基づく書類	測量業者の登録を受けている者 (国土交通省地方整備局の提出書類の写し。)
10 注	各登録規程の第7条に規定する現況報告書	建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントの登録を受けている者 (国土交通省地方整備局への提出書類の写し。)
11 ～ 13 注	11 商業登記簿謄本(法人の場合) 12 業務経歴書(1年分) 13 財務諸表(1年分)	上記登録のない業者(9、10以外の者)は、11～13を提出すること(12はコンサル申請様式集の中の様式を参照に作成すること。) <u>※業務経歴がない業種でも、「経歴なし」と記載し経歴書を提出すること。</u>
14 注	不動産の鑑定評価に関する法律第28条に基づく書類(事業実績等報告書)	「不動産鑑定業者」の登録を受けている者は12「業務経歴書」の代わりに登録を受けた機関へ提出したエクセルデータの印刷物の提出も可とする(その際12「業務経歴書」の作成は不要) 提出日を余白に記入すること
15	登録証明書	測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出(これ以外の登録に関する証明書は不要。いずれも3ヶ月以内に証明されたものに限る) ※建築については、申請する営業所での建築士事務所登録が必要となる。

注 提出書類 No. 9～No. 14について

●下記の登録がある業者は、それぞれの規程に基づく書類が必要となります。（「建築」を除く。）

申請業種	登録がある業者		登録のない業者
測量	測量業者登録	No. 9 測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（現況報告書）	<u>申請できない</u>
土木	建設コンサルタント登録	No. 10 現況報告書一式（建設コンサルタント登録規程）	・No. 11 商業登記簿謄本（写し） ・No. 12 業務経歴書 （申請する業種ごとに必要） ・No. 13 財務諸表 （複数業種を申請する場合は 1 部で可）
地質	地質調査業者登録	No. 10 現況報告書一式（地質調査業者登録規程）	
補償	補償コンサルタント登録	No. 10 現況報告書一式（補償コンサルタント登録規程）	<u>「不動産鑑定業」については申請できない</u> 上記以外の業務を申請する場合は ・No. 11 商業登記簿謄本（写し） ・No. 12 業務経歴書 （申請する業種ごとに必要） ・No. 13 財務諸表 （複数業種を申請する場合は 1 部で可）
	不動産鑑定業者登録	・No. 11 商業登記簿謄本（写し） ・No. 12 業務経歴書 ・No. 13 財務諸表 （複数業種を申請する場合は 1 部で可） または ・No. 11 商業登記簿謄本（写し） ・No. 13 財務諸表 （複数業種を申請する場合は 1 部で可） ・No. 14 不動産の鑑定評価に関する法律第 28 条に基づく書類（事業実績等報告書）	

● 「建築」のみを申請する場合

「建築一般」「意匠」「構造」の 3 業務については建築事務所登録が必要であるが、測量等上記業種（測量・土木・地質・補償（補償コンサルタント登録））のような現況報告書の定めがないため、登録の有無にかかわらず No. 11、No. 12、No. 13 を提出してください。

申請業種	登録がある業者		登録のない業者
建築	建築事務所登録	・No. 11 商業登記簿謄本（写し） ・No. 12 業務経歴書 ・No. 13 財務諸表	<u>「建築一般」「意匠」「構造」については申請できない</u> 上記以外の業務を申請する場合は ・No. 11 商業登記簿謄本（写し） ・No. 12 業務経歴書 ・No. 13 財務諸表

● 登録のある上記4業種（測量・土木・地質・補償（補償コンサルタント登録））と一緒に「建築」を申請する場合

No. 1 1、No. 1 3は不要であるが、**建築における No. 1 2「業務経歴書」は必ず提出してください。**

営業経歴がない場合でも、「営業経歴なし」と記載して提出してください。

● 登録のある上記4業種（測量・土木・地質・補償（補償コンサルタント登録））と一緒に「不動産鑑定業者」を申請する場合

No. 1 1、No. 1 3は不要であるが、**不動産鑑定業における No. 1 2「業務経歴書」または No. 1 4「不動産の鑑定評価に関する法律第28条に基づく書類（事業実績等報告書）」は必ず提出してください。**

営業経歴がない場合でも、「営業経歴なし」と記載して提出してください。

8 申請後に必要な手続き

① 変更届出書の提出

申請後、申請内容（商号又は名称・所在地・電話番号・代表者・受任者）に変更が生じた場合や営業所を廃止した場合は、『測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書類に係る変更届出書』に必要書類（登記簿抄本のコピー・委任状）を添えて直ちに提出（郵送可）すること。なお使用印鑑の変更届は不要。

※年度途中において、支店・営業所への委任先変更は受付しない。次回申請受付時期での新規申請となる。

※事業所の合併若しくは分割等により、その資格を継承した場合は別途手続きが必要となるので、下記まで連絡すること。

② 辞退届（測量・建設コンサルタント入札参加資格）の提出

申請後、廃業やその他の理由により入札参加資格の全部又は一部を辞退する場合は、『辞退届（測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格）』を直ちに提出（郵送可）すること。

③ 債権者登録届

本組合発注案件において、落札者となった場合、その請負代金の支払の際に必要な支払先の口座等の情報を登録する「債権者登録届」を総務課へ提出すること。

提出の書式については、本組合ホームページ内の【トップページ】→【申込書等ダウンロード】→【総務課：債権者登録申出書】のページ内から書式をダウンロードすること。

なお、債権者登録の内容（代表者、社名、口座等）が変更になった場合でも債権者登録内容の変更届が必要となるので注意すること。

【問い合わせ先】中讃広域行政事務組合 企画課 TEL (0877) 58-5321
(所在地 〒764-0021 香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目 11 番地)